

まごのてグループ 実務者会議 第10回会議議事録

日時：令和7年7月28日（月）18時～19時

場所：株式会社ジャストライフ 訪問介護まごのて洛東

参加者

セルフサポート株式会社	堤	取締役
	知野	職員
株式会社ジャストライフ	武村	代表取締役（議長）
	大村	山科事業所管理者
株式会社こみつ	一ノ尾	中京事業所管理者
オアシス株式会社	尾呂（雄）	代表取締役
	尾呂（秀）	取締役
株式会社アイケア	中川	取締役
株式会社Mic Corporation	住里	代表取締役
	田辺	取締役
株式会社P. yes. P	奥野	取締役
株式会社ブルーム	後藤	取締役
	坂本	職員
株式会社QUON	西村	代表取締役
株式会社オレンジ	安藤	代表取締役
株式会社あいのはな	山住	代表取締役
株式会社HOITTO	渋谷（暢）	取締役
株式会社GLANZ	森永（有）	代表取締役
オブザーバー		
一般社団法人福祉介護事業志援夕映舎	藤木	

○「訪問系サービスコードの修正に伴う過去分調整額」について

この調整額の請求はご自身で行っていただく必要があり、その際に入力する単位数も計算しなければならない。

福祉ソフトのサービス入力画面の下にある「過去分調整額」ボタンから入力が可能。去年の4月から今年の5月までの期間について、1か月ごとに当月再計算を行う必要がある。請求後には、内訳のお知らせが届く。

現在契約中の方は、8月10日の請求時に、調整額の数値を入力してご対応いただくのがスムーズである。

契約終了済みの方や上限額管理が関係する方は、対応が複雑になる可能性がある。

また、当月再計算をしている都合上、請求する月には一度「過誤」を行い、その後改めて「再請求」する必要がある。

不明な点や具体的な操作方法については、福祉ソフトに直接お問い合わせいただくのが最も確実である。

○利用者様宅でのお金の管理方法

最近、利用者様の財布紛失事件があった。他事業所ではどのように金銭管理を行っているか。

①現在、行っている外出支援で、木曜日の支援開始時に支援センターから4000円を預かり、支援を行う。支援後に残金とレシートをヘルパーが、そのまま事務所の金庫に保管し、金曜日のヘルパーがそれを取り出して支援へ向かう。支援終わりに支援センターへ残金とレシートを返すというケースがある。仮に財布や現金が無くなったとしても責任の所在がはっきりと分かる。

②社協が管理する「かえる」というチャージ式のプリペイドカードというものがある。このカードはスーパーやコンビニなどでの買い物に利用でき、ウェブ上で利用履歴の確認ができる。

○普段業務の中での困り事等

・通院等介助において、利用者（車椅子の利用者であるが、自ら運転が可能）が運転する車両にヘルパーが同乗することが可能であるか。

⇒車両に同乗すること自体は、可能であるが算定することはできない。また万が一、利用者運転車両が事故を起こした場合、職員への怪我に関する補償が保険の都合上、利用者の負担となる可能性があるため、リスクが高いと考えられる。

・夏季におけるマスク着用の判断基準について

訪問入浴の事業所では、暑さ対策の一環として、マスク着用を任意とする旨の案内がなされていた。

支援時におけるマスク着用については、任意ではあるが、個々の利用者の意向を確認し、意向に沿った対応をすることが望ましいのではないかと。

・お仕事紹介用のまごのてグループラインの運用ルールに関して

【共有された課題について】

①紹介された仕事の案件が、まだ残っているのか、すでに担当が決まっているのかがグループライン上ではっきりしない。

②個別のやり取りがグループライン上で行われることがあり、通知が多い。

グループラインの運用ルールが明確に定められておらず、情報が錯綜する可能性もあるので対応策について協議した。

【今後の運用方針について】

上記課題を踏まえ、他のツールへの移行も検討したが、現状は引き続きラインを使用する。

個別のやり取りについては、今後はグループライン上ではなく、個人間で行う。

・(株)オレンジ 安藤社長からご紹介があった「令和7年度京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金」について、まごのてグループでは対象になるか

【夕映舎議事録追記】

上記の補助金ですが、該当事業所は下記のとおり。

- ①京都府内（京都市内を除く）でサービス提供・運営する施設・事業所
- (2)きょうと福祉人材育成認証制度における宣言事業者、認証事業者、上位認証法人であること
- (3)対象となる生産性向上に関するセミナーの受講 をすべて満たしている場合になります

以上の要件を照らして確認した所、該当するまごのてグループ様はございませんでした。

・「京都府 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金」のご案内

このたび、京都府より「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金」のご案内があった。この補助金は、これまで長野県などの各自治体で先行して実施されていたが、京都府および京都市内の訪問介護事業所様も対象となった。

本補助金は、人材の確保、定着、および経営改善を主な目的としている。各事業所でご用意されているいくつかの経費補助項目の中から、自社の状況に合ったものを選んで申請することになる。

※今回の補助金は京都府の事業所、京都市の事業所いずれも対象になる。

【夕映舎議事録追記】

制度の詳細については、メールにてご案内しております。

ご不明な点がございましたら、お気軽に夕映舎までお問い合わせください。

・実務者会議のご案内メール未着事業所について

一部の事業所において、実務者会議のご案内メールが届いていないことが判明した。これは、当該事業所が実務者会議のメーリングリストに登録されていない可能性が原因として考えられる。

⇒武村社長より馬場屋さんへ確認が行われることになった。

・京都市への事故報告書提出基準について

これまで、「ヘルパーが第一発見者で救急搬送を要請した場合、当該ヘルパーが京都市に事故報告書を提出する必要がある」と認識されていたが、今回同様の事例が発生し、改めて京都市を確認したところ、「明らかにサービス提供時間外の事由が原因で救急搬送に至った場合、当該ヘルパーから京都市への事故報告書提出は不要である。」との回答が得られた。

また、今回の事故発生時に会長から配布されている新規事業所開所セット（緊急時対応マニュアル）を確認したところ、内容が古いように見受けられたので、最新版のマニュアルがあれば、提供していただきたい。

⇒堤取締役より、植野会長に確認される。

○黒帯会議へ議題提議

・宇治は何事業所まで開設可能であるか。

・統合開発室について、会議と懇親会の場所をそれぞれ分けて開催して欲しい。

○次回日程について

10月14日（火） 18時より

訪問介護まごのて洛東事業所にて開催予定。